ふるさと工房五日市の再編等の考え方

１　概要

ふるさと工房五日市は、軍道紙の紙漉き体験などを継続しながら、現在の施設を有効活用するため、多機能化する方針を定めます。

２　再編等の方向性の内容（施設ごと）

個別施設計画で示す再編等の方向性の選択肢から、再編等の方向性を採用しました。

施設名称	個別施設計画を踏まえた再編等の方向性		再編等に関する実施計画		再編等の方向性の内容
	選択肢１	選択肢２	採用した再編等の方向性	同時に行う対応	
ふるさと工房五日市	転用・多機能化（施設の立地条件や建物規模を勘案し、現在の機能を転用し、多機能化）	―	多機能化	―	開発許可の要件等から、転用（既存建物を継続使用しつつ、より高い利用ニーズの機能へ転換）は困難であることが明らかとなったため、「多機能化」を再編等の方向性とします。

■再編等に関する実施計画

令和７年１２月

施設棟番号	Ｄ－１１	所管部署		商工観光部	観光まちづくり推進課　観光まちづくり推進係		
施設分類	大分類	スポーツ・レクリエーション施設	中分類	レクリエーション施設	小分類		
施設名称	ふるさと工房五日市						
所在地	あきる野市乙津６７１				敷地面積（㎡）	５，８３３．６８	
延床面積（㎡）	１，２９５．６６	構造		Ｓ造	建築年度	昭和６０	経過年度　３８

計画期間	令和８（２０２６）年度～令和１７（２０３５）年度
①事業の概要	設置根拠：あきる野市ふるさと工房五日市の設置及び管理に関する条例 目　　的：市民、観光客等が自然に親しみ、かつ、交流することを通じ、良好な地域社会の形成を図るため 対 象 者：市民及び観光客 事業概要：体験事業、販売事業
②事業の現状	・ふるさと工房五日市は、五日市地区の観光拠点づくりの取組の一環として整備された施設であり、以前は、紙漉き体験ができる「軍道紙の家」、陶芸・染色体験ができる「さとの家・陶芸の家」のほか、のぼり窯も併設された施設として運営してきたが、現時点では紙漉き体験のみ実施している状況である。平成２１年度以降、軍道紙保存会に軍道紙保存伝承事業を委託し、工芸技術の保存にも取り組んできたが、令和５年度をもって軍道紙保存会による受託が終了することとなった。令和６年度から市の直営により施設の管理・運営を行い、現在、軍道紙の製造技術を伝承する活動の場として小学校の体験学習等の受入れを行うほか、市内小・中学校の卒業証書、各種商品の製造販売などを行っている。
③将来的な事業のあり方（方向性）	・ふるさと工房五日市は、五日市地区の観光拠点づくりの取組の一環として整備された施設であることから、観光まちづくり推進課が施設の管理・運営を行ってきたが、施設の利用者がおおむね学校団体であることから、文化財保護としての意味合いが強くなっていると考えられる。今後、軍道紙保存伝承事業の位置付けなどを改めて検討していく必要がある。
④事業の課題	・東京都指定無形文化財「軍道紙」の製造技術の伝承、技術を承継する人材の確保・育成が喫緊の課題であるため、文化財に関する事務を所管する生涯学習推進課と連携を図りながら取り組んでいく必要がある。

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和３年６月時点）	再編等の方向性	転用・多機能化								
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	平成１８	建替え 又は 長寿命化改修	令和２７	長寿命化後の建替え	令和４７	(参考)建替え時築年数	８０

⑥再編モデル案検討のための施設特性整理

項目	内容		備考
利用対象	地域振興（観光など）		・市民、観光客等が自然に親しみ、かつ、交流することを目的とした施設である。
需要傾向	利用需要変化なし		・学校団体による体験学習等の利用が多い。
規模適正度	余剰スペースあり		・現在、陶芸・染色体験事業は行っておらず、規模を縮小して運営している。
建物活用	多目的利用検討可能	○	・現在、陶芸・染色体験を実施していた「さとの家・陶芸の家」は、小学校の体験学習や団体客への受入時などに使用している状況である。また、災害時における緊急避難場所及び避難所として使用されている。
	複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される	×	
	設置目的と異なる使用状況あり	×	
	単独機能での建物利用が望ましい	○	
	賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）	×	
	投票所機能	×	
	避難所機能	○	
敷地所有	一部借地（有償）		
都市計画法規制	市街化調整区域		
利用圏域	広域（複数自治体）		・広域からの観光客等の利用を見込んでいる。
広域化可能性	すでに広域化している		・広域からの観光客等の利用を見込んでいる。
機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）	○	・紙漉き体験ができる類似施設はあるが数は少なく、東京都指定無形文化財としては唯一の施設である。
	利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）	×	
	利用圏域に同種・類似施設はない	×	

⑦施策との関連性

関連施策	第２次総合計画まちづくりテーマ５「住み続けたい魅力的なまち」（第２章第３節３－⑤『観光と地域文化関連情報の総合的・多角的なＰＲの推進』）
説明	東京都指定無形文化財である軍道紙の歴史的・文化的価値を考慮し、地域資源の一環として総合的・多角的なＰＲを行うものと位置付けられている。

⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方

【方向性】	（同時に行う対応）
多機能化	―
【再編方針】	【修繕・改修】
・軍道紙の紙漉き体験などを継続しながら、現在の施設を有効活用するため、多機能化する。開発許可の要件等から、転用（既存建物を継続使用しつつ、より高い利用ニーズの機能へ転換）は困難であることが明らかとなったため、「多機能化」を再編等の方向性とした。	・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。

⑨計画実行のスケジュール

想定実施年度	想定対策内容	想定実施年度	想定対策内容
令和８年度以降	・再編等の方向性に沿った具体的手法の検討	令和８年度以降	・未定 （再編等の方向性に沿った具体的手法による）

⑩計画実行に当たっての留意事項

―	―

⑪計画実行後の課題

―	―